

平成22年第2回葛城市議会定例会会議録（第3日目）

1. 開会及び散会 平成22年6月22日 午前10時00分 開会  
午前11時40分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員18名

1番 辻 村 美智子	2番 中 川 佳 三
3番 岡 本 吉 司	4番 春 木 孝 祐
5番 朝 岡 佐一郎	6番 西 井 覚
7番 藤井本 浩	8番 吉 村 優 子
9番 阿 古 和 彦	10番 溝 口 幸 夫
11番 川 辺 順 一	12番 赤 井 佐太郎
13番 川 西 茂 一	14番 寺 田 惣 一
15番 下 村 正 樹	16番 西 川 弥三郎
17番 南 要	18番 白 石 栄 一

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副 市 長	杉 岡 富美雄
教 育 長	大 西 正 親	総 務 部 長	河 合 良 則
企 画 部 長	森 川 重 裕	市民生活部長	森 田 源千代
都市整備部長	石 田 勝 朗	産業観光部長	大 武 勇 吉
保健福祉部長	花 井 義 明	教 育 部 長	中 尾 知 好
上下水道部長	正 田 貴 一	消 防 長	中 島 克比虎
会 計 管 理 者	安 川 登		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	福 井 良 祝	書 記	西 川 育 子
書 記	吉 田 賢 二		

6. 会議録署名議員 6番 西 井 覚 11番 川 辺 順 一

7. 議事日程

日程第1 一 般 質 問

開 会 午前10時00分

**下村議長** ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、これより平成22年第2回葛城市議会定例会第3日目の会議を行います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、21日に引き続き一般質問を行います。

最初に、2番、中川佳三君の発言を許します。

2番、中川君。

**中川議員** おはようございます。議長のお許しを得ましたので、ただいまより議席番号2番、中川佳三が一般質問をさせていただきます。

事前に出させていただいております質問通告書に基づいてさせていただきます。

まずはじめに、通学路の設定方法と安全管理についてでございますが、現在、市内の市立小中学校には、通学路というものが設定されていると思います。この通学路の設定者とその安全管理についてお伺いいたします。

また、この通学路の通学途上において起こった事故に対し、その危険箇所の改修要望についての要望書について、その地区の区長等責任者の方が要望書を出すのではなく、市役所の担当部課が、当該施設の管理者等に改修実施の事前承諾なるものをとってもよいのではないのでしょうか。その事務処理についての通学路の安全管理関係、主管部署の答弁をお願いしたいと思います。

また、従来より出されております危険と思われる箇所に対しての改修、改善処理の予定等については、先日溝口議員の方からも質問及び理事者の答弁もありましたので、私の方からは省かせていただきますが、この問題は、明日の葛城市を担う、未来ある子どもたちが安全に登下校できる環境づくりによるものと思います。

次に、不審者対策についてでございます。その対応についてお聞きいたします。

先般も、市内のある地区で、下校途中と思われる児童が自転車に乗った男性に不愉快な思いをする行動をされたと聞いております。このことについて、おおげさな言い方ですが、有事の際に、その対応処理の流れと、そのことに対して再発防止の周知について、学校現場及び市教委がとられた対応についてお聞きいたします。該当児童に直接実害がなかったからと、即座の対応がなされていないことがなかったということを前提にお聞きしておきます。

このことにつきましては、その校区を管轄に持つ駐在所がちらし等を配布して、再発防止に努めておられるということもつけ加えておきます。

次に、市役所職員の健康管理についてでございます。

現在、葛城市役所職員で、通院、自宅療養、また入院を余儀なくされている職員は何名ぐらいおられますか。個人情報保護の問題もあり、特定個人名を出すことは要求いたしません。その休んでおられる方、この方の通院、療養、入院、これの受診科目についても、差し障りのない方でお聞きしたいと思います。

疾病による欠勤を余儀なくされた職員から、診断書が提出された場合の処理の仕方について

でもお聞きしたいと思います。

役所仕事の中の一環として、タイムカードによる職員の勤務状況を把握するためと、勤務時間前に出勤しているかどうかを調べるために、毎月タイムカードの収集と、年次休暇届等、また疾病診断書の提出等を義務付けされているのであれば、職員の健康管理について俗な言い方ですが、世間で言うところの血の通った職場ではないような気がします。同じ疾病でも、肉体的損傷、疾患によるものと、精神的疾患では、職場における本人に対する対応もおのずと違うはずです。これを、一丁の鎌で刈るように、書類の提出だけで処理をされてはいないと思いますが、これについての答弁もよろしくお願いします。

そして、健康管理についてもう一つ、昨年度の成人病検診の職員の受診状況等、これは希望者のみですが、人間ドックの受診状況もお聞きしたいと思います。

次に、職員の年次休暇等の取得についてお聞きします。

現在、市役所には、土日、祝日等が勤務を要しない日の市長部局等の職員と、その日が勤務日でいわゆる平日に休館日等を設けて勤務を要しない日を設定されている部局の職員がいます。前者においては、勤務を要しない日に勤務をした場合に代休制度を適用し、平日等に休ませる措置がとられておりますが、後者の場合、与えられた勤務を要しない日以外に、指定休なるものを付与し、前者の休暇日数と後者の休暇日数に差異が生じないようにしております。これについて、指定休なるものは、前者における土日、祝日等の休暇に値するものであって、その休暇は保証されるべきものではないかと思えます。

ここでお聞きします。昨年度における指定休付与対象職員におけるその消化率についてお願いします。

以上について、理事者並びに所管部長の答弁を簡単明瞭にお願いいたしたいと思えます。

なお、以後の質問につきましては、質問席にてさせていただきます。よろしく申し上げます。

**下村議長** 中尾教育部長。

**中尾教育部長** おはようございます。それでは、2番、中川議員の一般質問でございます。

通学路の設定と安全管理についてご答弁させていただきます。

通学路の設定者については、通学路は、小中学校長が地域の道路状況を慎重に把握するとともに、PTA役員のお考えを伺い、市教育委員会の助言を得ながら、また安全性の問題等について、関係機関にも相談して指導を得て、設定いたしております。

次に、通学路の安全管理についてでございますが、学校の教員が、児童、生徒を引率したり、交通安全指導に当たったりする際、及びPTAとして毎年夏に行う危険箇所点検の際に実施いたしております。これ以外にも、急な道路状況の変化や、児童、生徒や保護者、地域の方々のご連絡を受け次第行う場合もございます。

以上の点検結果に基づき、通学路に問題がある場合は、必要に応じて学校が市教育委員会に相談し、市教育委員会は関係課へ修理、改善等の要望を行ったり、施設管理者に直接要望したりいたしております。

不審者対策といたしましては、主に市役場職員、役所職員による青色パトロールを用いた

巡視と、児童安全パトロールによる小学年、低学年児童下校時の付き添いを実施しております。特に、生活安全課の計画により行われている青色パトロールは、本年度より朝の登校時間帯に合わせて、7時20分から8時20分の時間帯に、新庄地区、當麻地区を交互に巡回、コースも複数を設定して巡視しております。同様に、下校時におきましても、巡回パトロールを毎日実施し、子どもたちの安全と防犯の両面で力を注いでおります。以上に加え、ご承知のとおり市内の一部地域では、市民の皆様が自主的に登校時や下校時にパトロール活動を実施していただいております。

そういった活動を行いながら、不審者があらわれ、児童、生徒が何らかの被害をこうむった場合、あるいはそれが予見される情報が寄せられた場合、各学校は各自の児童、生徒に注意喚起を行うとともに、教育委員会への連絡、また状況によっては警察への通報を行います。連絡を受けた教育委員会では、必要に応じ、適宜生活安全課をはじめ、各関係機関と協議、調整を行いながら、市内各園校に連絡して、子どもたちや保護者に注意喚起を行っております。また、教職員による巡視を指示しております。青色パトロールにおける緊急巡回も行っております。警察に対して、緊急パトロールや平素のパトロール強化を求めています。市内放送や防災無線により、市内全域に注意喚起を行うとともに、子どもたちの安全確保への協力を求めるなど、状況に応じてさまざまな対応を行っております。

また、被害に遭った児童、生徒の保護者の了承を得た上で、葛城広域子ども安全メールや、県教育委員会ホームページに情報を配信し、再発防止と危険回避に努めております。

有事の際の処理の流れと周知でございますが、万が一、児童、生徒が不審者と出会った場合、まず早急に警察、続いて学校に連絡するよう平素から指導しております。連絡を受けた学校は、教育委員会と協議をしながら処理、周知等を行います。そのあらまは、先ほど申し上げました不審者対策時のものと同様でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

**下村議長** 森川企画部長。

**森川企画部長** 質問いただきました中川議員の2番目、3番目の質問に答えてまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

まず、職員の健康管理についてでございます。長期休暇者、各種検診の受診状況、受診促進対策という3つの項目にわたって質疑をいただいております。

職員の健康管理についてでございますが、まず職員には、地方公務員法におきまして、職務に専念する義務が課せられておりまして、勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職務遂行のために用いなければならないと規定されております。そのためには、当然として、職員みずからがその心身の健康保持に努める義務を負っているものでございます。

一方、使用者の立場からは、労働安全衛生法によりまして、労働者の安全と健康を確保するよう規定されておきまして、その健康保持の役割の1つといたしまして、健康診断の実施が義務付けられているところでございます。葛城市におきましては、奈良県市町村職員共済組合が実施します成人病検診にあわせまして、この定期健康診断を実施しております。例年7月ごろに當麻保健センターで2日間、新庄庁舎で2日間の合計4日間の検診日を設けると

ともに、朝7時30分から受診できるようにしておきまして、全ての職員が受診できるよう配慮しているところでございます。

健康診断の昨年度の受診状況は、受診率が市町村職員共済組合に加入している職員で、人間ドックの受診者を含めまして91%、公立学校共済組合に加入している職員や、嘱託アルバイト等の社会保険加入者を含めると、84%でございます。未受診者は、育児休業などで長期に休んでいるものや、既に病気で医療機関にかかっているものなどが大半で、ほぼ全員が何らかの診断を受けているものと考えております。

また、昨年度の傷病による長期休暇者につきましては、30日以上病気休暇をとったものが7人おりまして、そのうち2名が90日の病気休暇をとり、退職となっております。これらの病気休暇の原因はさまざまでございますが、先に述べました健康診断により、職員一人一人が自身の健康管理に留意していただくとともに、問題点が見つかった場合には、早期に治療等を行っていただくよう指導しているところでございますが、より一層の推進を図りたいと思います。

また、健康診断では、なかなか発見しにくいメンタル面の疾病は、一旦発病しますと長期の療養が必要となる傾向にあります。我が国における自殺者の数は、毎年3万人を上回る現状にあり、その原因は、健康問題や経済、生活問題が上位を占めているものの、みずから命を絶つという行為には、少なからずこうしたメンタル面での問題があるものと考えております。

葛城市の職員がこうしたことにならないよう、職員みずからが予防でき、また上司や同僚など、周りの者が早く、早期に気付き対処できる職場環境を整えていきたいと考えておるところでございます。

次の休暇等の取得についてという質問でございます。年次休暇、代休、指定休の取得状況、休暇取得についての対応という項目での質問でございます。

休暇の取得状況でございますが、昨年の年次休暇につきましては、繰越日数を含めた平均付与日数39.8日、平均使用日数が7.5日で、消化率といたしましては18.8%であります。繰越日数を除いた単年の付与日数に対する消化率は、37.4%でございます。また、平成20年の全国の平均使用日数を比較してみますと、都道府県が11.8日、指定都市が13.1日、一般市及び特別区が10.7日、町村が9.7日、国においては13.2日、民間が8.5日で、葛城市は7.4日という状況でございます。いずれの数値と比較いたしましても、葛城市は少ない使用日数であるという現状でございます。

次に、代休でございますが、これは祝祭日等の休日に勤務した場合に与えられる代休日と、週休日に勤務する場合に振りかえて与えられる週休日等を合わせまして、本市では代休として運用しているわけでございます。これは、簡単に申しますと、休みの日に勤務したかわりの休みということでございまして、当然として職員に休んでもらわなければならない日であるわけでございます。制度的には、所属長がこの代休日を指定することとなっておりますが、実際の運用は、職員が都合のよい日を指定しているのが現状であると思います。

こうした職員が代休を取得しやすいよう配慮してもらっているところですが、取得できな

かった代休が存在する状況でございます。

次に、指定休でございますが、これは施設の開館日などの都合により、通常の1週間に2日間の週休日を設けることができない職員に対し、これに見合う分の週休日を設定するというかたでとってもらうものでございます。4週間、または8週間の単位でこの指定を行っているものでございます。市長部局で申しますと、保育所や児童館、いきいきセンターなどに勤務する職員がその対象となるところでございます。

この指定休につきましては、全て取得できているところもあれば、そうでないところもあるのが現状でございます。通常の週休日のように全員が一斉に休むわけではなく、その勤務場所の業務が行われている日に交代で休むわけでございますので、休みにくいと感じる職員が少なからずいる現状であると思えます。

先ほどの代休や、この指定休につきましては、当然として全て消化していかなければならないものであるにもかかわらず、未消化、いわゆるほかしの日があることは、非常に問題であると考えます。

このようなこととならないよう指導を徹底していきたいと考えております。

また、年次休暇の平均の使用日数が少ないという点については、これも単年の付与日数を全て使用する者もいれば、1日も使用しない者もあり、職員数や仕事量の問題、職場環境やその雰囲気、また上司の意識や職員一人一人の意識の問題など、さまざまな要因が含まれているものと考えます。やはり、年次休暇は職員に与えられた権利であり、これを充分に活用して心身のリフレッシュを図ることにより、日々の職務に精励できるものでもありますので、職員が有効に活用できるような取り組みを行っていきたくと考えているところでございます。

以上をもちまして、答弁とさせていただきます。

**下村議長** 2番、中川君。

**中川議員** ただいま、質問に対しましてそれぞれの部局より回答をいただきましたが、その中で、通学路の設定方法、それと安全管理についてのご回答をいただきました。

通学路関連におきましては、私が聞いております部分で、教育委員会のみならず、俗に言う事業課、ここの絡みもありますけれども、通学路関連においては、補修、改修工事等が行われる場合、特にあると思うんです。このときに、上記の事務手続きというんですか、それを負わない場合に、せっかく即時対応してもらいながら、通学路の安全管理をされている関係者、特に言う登下校時、登校時のPTAの役員さん、この方々に連絡が行ってなかった場合に、「早めに言うてくれたらよかった」と、「それに対する対応すんねん」とか、「この工事をやってくれているの、わからなかったん」という言葉を受けることがありますので、その部分、今後、先ほど言いましたような学校、あるいはPTA、そこから連絡が来て、教育委員会へ入り、また役所の中で協議してもらって、事業が何か動くというときに、その役所で言う横の連絡、関係機関による縦の連絡、これを密にしてもらうことによって、子どもの安全性、通学路の安全性も、より以上の実現ができると思えます。

今後において適切な事務処理、並びに通学路の安全、維持に常に気をつけていただいて、

市内の園児、児童、生徒が安全に登下校できるよう、そのような環境づくりを重ねて要望しておきます。本日は、答弁結構です。

それと、市役所職員の健康管理についてですが、私も市役所に勤務していたころには、成人病検診、並びに人間ドックについては、自分の自覚症状から自身に対してあまり気乗りせずパスしていたことも多々ありましたが、その必要性については充分理解していたと思います。また、職員の健康管理を把握するのも理事者の責務と思われれます。3万6,000市民の安全と幸せづくりを願っておられるのであれば、その願いを実現するために、日夜切磋琢磨して業務に専念している職員の健康管理には特に気をつけていただきたいと思います。

先ほども企画部長がおっしゃったように、30日以上欠勤者、また90日に及ぶ長期の欠勤者がおられる、これは変な言い方ですが、肉体的な疾病であれば回復の時期も見込まれると、ところが精神疾患、このようなものであればアフターケアも大事だと思います。特に今現在の世の中、精神的、また心理的な疾病で悩んでおられる方が多いと思います。こういう方がこの葛城市の職員に発生しないこと、これを切に望んでおきます。

またその1つに、さっき言いましたように、人間ドック、また成人病検診、これの受診率をさらに高めていただくために、成人病検診のスケジュールが決まった時点で、職員が参加する市役所主催の会議等の開催にて、これの調整をするのも1つの案かと思えます。いかがでしょう。検診日程については、事前に関係機関から連絡等があると思われれますので、それに基づいて対応できるのではないのでしょうか。職員の健康管理に絡んで、このことについても、今後の対策をお聞きいたします。

また、健康管理の1つとして、入院、自宅療養等で出勤できない職員に対しての状況把握についてお聞きします。そのような状況になっている職員に対して、人事関連する課が状況把握に出向き状態を把握している自治体もあると聞いておりますが、葛城市では、その長期休暇で休んでおる職員、これの実態把握というんですか、回復状況、また治っていないという状況を、役所として職場として把握しておられるのか、その把握方法もお聞きしたいと思います。

人事担当課というのは、職員の健康管理も担当されていると思いますので、今後このような他市町がやっておるような把握状況も考えてみてはということを進言させていただきます。

年次休暇の取得についてでございますが、指定休という言葉については、先ほども言いましたとおり……。

**下村議長** 中川議員、一問一答ということでなっていますので、1つずつということで、お願いしたいと思えます。

**中川議員** はい。

**下村議長** 森川企画部長。

**森川企画部長** 1個目の質問でございます。病気休暇で休んでいる職員に対する状況でございます。

まず、それぞれの所管の課長の方で、一定の時期に状況はどうであるのかということ、訪問といいますか、職員さんに面談して今、状況を確認していただいていると。その状況を人事の方にご報告をいただいておりますということでございます。

今現在、本年度につきましては、今2名の方が休暇を取っておるわけでございます。1名につきましては、30日……3カ月、1名の方につきましては、2週間という状況の診断が出ておるわけでございます。それぞれ原課の方で、今申しましたように面談をして、状況はどうですかということで問いかけをしていただいて、順調に回復しているという状況があれば、今の状況としては変わらない。それはいろいろあるわけですけど、できるだけ早く回復していただいて復帰していただきたいということでございます。

それと、成人病検診なり、いわゆる定期健診の日程が決まれば、それぞれの事業に調整をして全てが受診できるようにという提案をしていただいたわけでございます。まさにその通りであると思います。できるだけ早く職員の方に、何日から何日までどこそこであると周知徹底をいたしまして、当然その日の会議等につきましては、避けられるものにつきましては避けていきたいと、できるだけその日の定まった日に受診できるように、時間も1時間早く7時半からという体制もとらせていただいているところでございます。

あくまでも、健康管理につきましては自己責任ということになるわけですが、そういう機会を、我々人事課としては最大限に提供していきたいと考えております。

以上でございます。

**下村議長** 2番、中川君。

**中川議員** ありがとうございます。先ほど言いましたように、書類上だけの処理、届けが出たと、診断書が出たと、「ああ、休んでいるのか」というような事務処理的な対応をされないように、また今現在、部長からご回答をいただきましたが、そのように心がこもるといえるか、人間の立場に立っての処理、その分の職員に対する心づかい、これの方もよろしくお願ひしたいと思います。健全な職員がおってこそ、健全な行政が進むということをお願ひしたいと思います。

次に、年次休暇等の休暇取得なんですけど、指定休という言葉については、先ほど言いましたとおり、その日数は完全に補償されるものではないでしょうか。全日数取得者と不完全取得者の日数差についての対応について、これもよく考えていただきたいと思ひます。

それと、また前者の代休、これに対しては消化期間が長くあるのに比べて、後者に与えられた指定休は、その付与された期間のみという誤認識が職員の間にもありました。これについては、指定休は、管理者が勤務を要しない日をそのものに対して指定するものであって、その日に休暇を取得不可能な場合は、代休というものを付与するという措置がなされるのであって、そのことが実施されていないのではないかと思ひます。この措置については、私も恥ずかしい話、職員時代勉強不足で、条例の解釈をとり違え、指定休が取得できなかったときには、休暇日の取得権利を消滅させておりました。

これについては、自分の課員にもその対応をいたしましたので、今回質問させていただいて、その該当部局に周知徹底をよろしくお願ひしたいと思います。これによって、取得するしないは職場の環境もあれば個人の都合もあると思ひますが、できるだけ与えられたといえるか、取れるべき休暇は取って、職員の健康管理に結び付くと思ひますが、その達成によろしくお願ひしたいと思います。

早期希望退職等で、職員の削減による人件費の削減も考えられておりますが、そのしわ寄せが職員の配置、並びに休暇取得にまで影響を与えることのないような人員配置をお願いしたいと思います。市役所を1つと考えると、同じ職場に勤務しながら勤務条件、特に休暇取得について差異が発生することのないように願いたいと思います。これが条例規則に規定されているから、その解釈をするのは本人ということもあると思いますが、まずその職場の管理者が正確な解釈をして、所属職員に対し、その条例規則にのっとった正規の指導をお願いしたいと思います。

以上です。

答弁は軽くてけっこうです。できますか。

**下村議長** 2番、中川君。

**中川議員** このことについて、一応職員の健康管理並びに年次休暇取得、これ今申し上げましたが、この休暇取得とか病気休暇、これ両方で、市長の方から、今現状を把握されておるか、今後の自分自身の職員に対する思いというものが出てくるといいますので、これについて所見をお聞かせ願いたいと思います。

**下村議長** 山下市長。

**山下市長** 今、中川議員の方から質問がありました。

今現在、2名の職員が休暇をとっておるということで、今朝もそのうちの1名のことについて、その上司と相談をさせていただいたところです。担当の直属の課長が何度か家に足を運んでいただいて、いろいろと本人と話をさせていただいたり、ご家族と話をさせていただいたりという形で、できるだけ早く体調を回復して職場復帰できるよう、こちらの方も努力というかフォローをさせていただいていると思っています。もう1名の方につきましても、いろいろと話をさせていただいていると聞いております。心の病気で休暇される、さまざまな要因があるかと思いますが、それを全部押しよくするということはなかなか難しいことなのかもしれませんけれども、できるだけ平常心で職場に来れるような環境づくりというものには努めていかなければならないと思います。

それと、休暇のことについてですけれども、先ほどの代休の問題であるとかは、やはりしっかりと休みをとっていただいて、みずからの健康管理に努めていただくように、そうなるように我々も後押しをしていかなければならないし、そう取れるような状況を創出していく人員配置というところで、なかなか厳しいところはあると思いますけれども、いろいろとその上司も含めてフォローして、休暇が取りやすい状況を創出していけるように考えていきたいと思っています。

また、年次有給休暇、これにつきましても葛城市は、ほかの県や市と比較しても、かなり少ない取得日数になっておるということでございます。上司を含めて、しっかりと休むときは休んでリフレッシュして、また市民のために働いてほしいというメッセージを伝えて、休みを取ってもらいやすい状況をつくっていくということを、また伝えていきたいなと思います。

もちろん我々も含めて、しっかりと休むときは休む、仕事をするときはしっかりと仕事を

するという事で、メリハリをつけて市民のために健康で働いていけるような状況を創出していけるように努力をさせていただきたいと思えます。

**下村議長** 2番、中川君。

**中川議員** ただいま、市長の方から職員の健康管理、さらに年次休暇等の休暇取得、これについて答弁をいただきましたが、市役所におられます市長、副市長、市長は市の全体のことで外部的にもいろいろお忙しいこともあると思えますが、これの補佐をするための副市長、副市長におかれましても、職員の現況把握、職員の心理的な負担、これの軽減、これについての努力をお願いしたいと思えます。特に職員であれば、「市長にはしょっちゅうしゃべりに行かれへん」と、「副市長がおられるので話に行って相談もできる」というような状況にある者がおると思えます。これに対して、全職員に対して同じ目で、健康管理、また変な話「毎日来とんな」と「たまに休めよ」というような声をかけられるような余裕を持ってとは言いませんが、余裕を持ったことはできませんけど、そういう体制のある血の通った行政、これがひいては葛城市民にも伝わっていくと思えます。

いろいろなことを世間ではおっしゃると思えますが、これ最後にしておきますが、今回の質問において答弁していただきましたことにつきまして、葛城市政は市民のためにあるのだという観点、また市政の発展を現実のものにするのは、理事者並びに住民の代表として議会に送り出された我々議員、並びに全市役所職員であるということ念頭において、今後の市のいろんな住民の方からの要望、あるいは自己対応、職員のことの対応についても、それぞれ改革、改善について努力願いたいと思えます。

3月議会でも述べさせていただきましたが、この全てのことについては、3万6,000葛城市民が安全かつ安心して暮らせるまちづくりを目指すという、それぞれの共通の目的のためにしなければならないことだと思えるということを基本理念においてさせていただいたものでございます。

このことについて、今後必ず実行していただけるよう強く要望して、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**下村議長** 中川佳三君の発言を終結いたします。

次に、18番、白石栄一君の発言を許します。

18番、白石君。

**白石議員** 議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。

私の質問の第一は、平成21年度の工事請負契約に係る入札結果の評価と入札制度の改革について。第二は、事業系ごみ手数料の値上げに対する陳情及び事業系ごみの減量化等の取り組みについて、第三に、葛城山麓の自然環境の保全と防災対策についての3点であります。

まず、平成21年度の工事請負契約に係る入札結果の評価と入札制度の改革について伺ってまいります。

公共工事は、都道府県、市町村など、地域の社会資本の整備を目的に行う工事であり、財源は市民から寄せられた貴重な税金で賄われます。したがって、公共工事を建設業者に発注契約するに当たっては、第一に初期の目的である、良質の社会資本ができる限り安くむだな

く執行され、かつ工期限内に施工されることが求められます。

第二は、税金で賄われる公共工事の性格から、競争入札によって市民の税金をいかに有効に使い、丈夫で長持ちするよりよい公共物を建設する業者を選定することにあります。

この選定に当たっては、談合や特定企業への偏り、一括して下請負い等を排除した適正な競争、公正な入札機会が補償されなければならないことは当然であります。

今日のように、市の財政が大変厳しい状況の中での公共工事の発注に当たっては、業者間の談合や受注業者の偏りなどの不正行為や不適正な状況を徹底的に排除する取り組みをするとともに、地元業者に配慮した総合評価方式や事後審査型などの条件つき、制限つき、一般競争入札方式の採用を広げ、入札事務の透明性や公平性、競争性を一層高め、地方自治法に規定された地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないとした地方自治体の責務をしっかりと果たすことが求められています。

このような観点から、平成21年度の予定価格200万円以上の土木工事等の入札契約事務等の執行の改善、改革について、競争性や公平性、透明性が発揮され、問題になってきた談合の防止や、指名辞退に対する対策、受注業者の偏りや、過度な低価格入札の防止等が図られ、どれほど経費の節減が図られ、完成物の品質や安全性が確保され、地域経済の振興や雇用の改善に役立ち、地元業者の健全な育成に貢献できたか、この点どのように評価されておられるか、まず説明を求めるものであります。

次に、平成21年度の入札契約事務の執行を踏まえて、さらなる改善、改革に取り組んでまいらなければなりません。どのような観点、方法、体制で取り組んでいかれるのかお伺いをいたします。

次に、事業系ごみ手数料の値上げに対する陳情及び事業系ごみの減量化等について伺ってまいります。

この3月定例会において、事業系ごみは10キロ当たり100円の手数料を、本年6月1日から150円に値上げする議案が提案され議決されました。経過措置として、来年3月31日までは130円の値上げとすることになったことは、ご承知のとおりであります。

この値上げに関して、市議会に市内搬入許可業者一同と、奈良県一般廃棄物事業協会から値上げの延期を求める陳情が、同様の趣旨の市長あての市内排出業者の署名が添えられて、5月25日同日付けで提出されています。値上げが決定された後、搬入業者、搬入許可業者、及び市内の排出事業者に対する対応をどのようにされてきたのか、まず説明を求めるものであります。

次に、事業系ごみの減量、リサイクルの今日における到達点、さらに今後の取り組みについて説明を求めるものであります。

次に、葛城山麓の自然環境の保全、及び防災の対策についてであります。新庄商事による中戸・寺口地域の山林造成事業の現状は、もうほとんど工事は終わっているのではないかと、これから5平米当たり、スギやヒノキを植樹されているのではないかと、修景や防災の取り組みが行われるのではないかと、このような観測ができるわけでありまして。

しかし、新庄商事はご承知のように、中戸の廃棄物最終処分場では、計画高を超える廃棄物を投棄し、その廃棄物を地元の中戸や寺口、岡田池周辺に搬入をする、あるいは金村谷に搬入をするなど行ってまいりました。また、ご承知のように、大字太田との約束では、大字太田の南にうず高く積んであります残土を10メートルほど切り下げて、その土を、今計画されている地域に運んでいくという計画を聞いておりましたが、現実には約束が履行されていない状況であります。これらの約束が履行されるという状況になっているのか、この点お伺いをしたい。

さらに、もう1点は、丸山土木の廃棄物最終処分場の現状についてであります。年明けから処分場のプラスチックごみが飛散をし、隣地の大字梅室に舞い込んでくる。あるいは悪臭が市民を襲っている。こんな状況になっています。現場は、梅室と小林の境界に廃棄物が山のように積まれて、大雨が降れば崩れるのではないかというおそれが地元住民から出ています。このような状況に対して、どのように対応されているかお伺いをしたいと思います。

以上であります。再質問は、質問席から行わせていただきます。

**下村議長** 河合総務部長。

**河合総務部長** 18番、白石議員の質問に対し、お答え申し上げます。

まず、平成21年度の工事請負契約に係る入札結果についてでございます。

平成21年度の工事請負契約に係る入札結果については、その中で1億円以上の工事につきましては、一般競争入札で行っておるわけでございまして、平成21年度におきましては、建築工事につきましては総合評価の落札方式によりまず一般競争入札を2件行っておるわけでございまして、また、土木工事につきましてはなかったわけでございます。

まず、一般の土木工事につきましては32件の工事を実施いたしましたところでございまして、落札率の平均は94.15%の結果となっております。舗装工事につきましては合計18件の工事を実施いたしましたところでございまして、落札率の平均は92.48%となっております。建築工事につきましては4件の工事を実施いたしまして、落札率の平均は72.44%となっております。そのうち2件につきましては、総合評価落札方式によりまず一般競争入札を実施したところでございます。

落札率につきましては、前年より高いケースや低いケースも見受けられるわけでございまして、全体的として公共工事が減少する中で、各業者ともそれぞれランクを維持するための一定の技術者等を確保する必要があることから、人件費等によりまして、経済的に大変厳しい状況であると考えられまして、このような結果に結びついたのではないかと考えておるところでございます。

平成21年度の事業に伴います社会資本の整備についての結果でございますが、主な工事といたしましては、東室地区をはじめといたします下水道工事が8件、普及率といたしましては96.88%ということで、昨年より1.34%のアップとなっております。そのほか、新庄中学校の校舎の地震補強大規模工事、當麻小学校の北館の地震補強大規模改造工事、新庄小学校区の学童保育所の新築工事、疋田本線の道路改良工事をはじめといたしました道路の改良工事、村づくり交付金事業によりまず西辻の集落道、新在家、加守市内の補助整備

等の完成等によりまして、社会資本整備につきましては成果が上がったものと考えておるところでございます。

また、これにかかわりまして、入札の契約事務等改善によって、競争性や透明性、公平性の発揮ということでございます。

まず、談合の防止についてでございます。談合の防止を図るための入札契約の制度改革の一環といたしまして、以前より1億以上の工事につきましては、一般競争入札の導入、また平成19年度からは、価格以外の要素を総合的に評価いたしまして落札者を決定する総合評価の落札方式の導入を行いまして、入札を執行したところでございます。

また、入札の参加業者を一堂に集めて行います現場説明会は取りやめといたしまして、仕様書の閲覧に変更いたしたところでございます。

より一層の競争性、透明性の確保のため、入札執行の方法、入札時の仕様書の閲覧の方法、入札内容の公表のあり方等検討していかなければならないと考えているところでございます。

次に、指名辞退への適切な対応ということでございます。公共工事の入札契約の適正な施行体制が求められている現在におきまして、工事の現場におけます現場代理人の常駐、主任技術者の専任等が求められているところでございます。昨今の公共事業の減少の中、各事業者につきましては、受注機会をふやすため、国、県、市町村等のさまざまな工事の入札に参加をいたしているところございまして、特に最近は、一般競争入札も増加をいたしているところでございます。一般競争入札の参加申し込みの時点で、先にいわゆる配置技術者を届け出るといった必要があるわけございまして、指名しても、できる技術者がいないということによる辞退というケースが出ているのではないかと考えておるところでございます。

このような状況を踏まえ、入札辞退者が出ないような方法があるのか検討してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、受注の偏りの件についてでございます。建設工事の発注につきましては、設計金額に応じまして、それぞれのランクの業者を指名し、入札を執行している状況ではございます。その状況の中で競争された結果として落札者が決まっている状況でありまして、適正に実施されていると考えておるところでございます。

次に、過度な低価格の競争の防止等、経費の削減、良質な公共物の施工、地元業者の育成等によって、地域経済や雇用の確保に貢献できたかという件についてでございます。

公共工事につきましては、より経済的で良質な公共物の施工を確保することができれば一番よいと考えておるところでございます。しかし、県などでは、入札におけます最低制限価格の設定や、低入札の調査価格制度の導入等が行われている状況ございまして、最低制限価格につきましては、最低制限価格以下で応札した場合によっては失格になってしまうわけでございますが、もしその最低制限価格以下で請け負っても、企業努力によりまして品質の高い工事が確保される可能性があるのに、不合理ではないかという話もあるわけでございます。

本市といたしましても、今までの公共実績の状況も踏まえながら、どのような方法が一番よいのかを検討してまいりたいと考えておるところでございます。

また、平成21年度からは、1億円以下の工事につきましては、全て市内の実績のある業者に発注をすることによりまして、市内業者の育成及び振興、受注機会の拡大等を図れるよう制度改革をいたしたところでございます。今後もこれらのことを検討材料といたしまして、透明性、競争性を確保し、よりよい入札制度に向け検討してまいりたいと考えておるところでございます。

また、さらなる改善への取り組みということの件でございます。平成21年度の入札状況による今後のさらなる改善の取り組みでございますが、入札制度のより一層の競争性、透明性の確保の観点から、総合評価落札方式による一般競争入札についてのあり方、入札内容の公表の方法、仕様書閲覧の方法、郵便入札等の導入等、本市にとってどのような入札方法が一番よいのか検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

よろしく願いいたします。以上でございます。

**下村議長** 森田市民生活部長。

**森田市民生活部長** おはようございます。

18番、白石議員の事業系ごみ処理手数料の値上げに対する陳情及び事業系ごみの減量化の取り組みについての質問に対して回答をいたします。

まず、値上げ決定後の搬入許可業者及び市内排出事業者に対する対処についてでございます。本年3月議会におきまして可決いただきました葛城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正で、事業系ごみの処理手数料を10キログラムにつき、100円から150円に改正するもので、今月1日からの施行ですが、特例措置といたしまして、来年3月31日までの間は130円とするものでございました。

本来なら、市内の事業系一般廃棄物排出事業所に対しては、今月までに事業系ごみの処理方法、事業系一般廃棄物処理手数料の改定案内を差し上げるべきでしたが、今回の料金改正の審議を行っていただきました3月の常任委員会で、前環境課長が答弁を申し上げておりますとおり、平成18年3月に葛城市一般廃棄物処理基本計画が策定されておりますが、一般家庭に対しては、いろいろな啓発活動を行い減量対策を行ったものの、事業所に対しての減量対策はしてこなかったという経緯の中で、今回の対応が事後処理的なことになっておりますことにつきましては、まずおわびを申し上げます。

この事業系一般廃棄物処理手数料の改定決定後の事業系一般廃棄物収集運搬許可業者への対応ですが、3月31日付けで料金が改定になったことのご案内を環境課より送付させていただいております。

そうした中で、4月からの市内の事業所を把握するために、第1段階といたしまして、収集運搬許可業者と契約を行っている市内事業所並びに両クリーンセンターに直接搬入されている事業所の計434社に対して、4月19日付けで、市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正についてのお知らせ、事業系一般廃棄物の処理手数料の改定のご案内を郵送させていただきました。

2段階目といたしましては、家庭における内職から出るごみも事業系廃棄物になるため、5月の広報葛城で、一般市民の皆様に対して、事業系一般廃棄物の処理手数料が改定されま

すというお知らせを掲載させていただきました。

3段階目といたしましては、市のホームページで、事業系一般廃棄物の事業所から発生するごみの処理方法で、処理手数料の改定を告知いたしました。

そして4段階目といたしましては、葛城市に指名願いを提出された市内業者から、収集運搬許可業者と契約を行っている事業所と直接搬入されている事業所を除いた300社の事業所に対し、5月6日付けで、事業所から発生するごみ（産業廃棄物を除く）の処理方法と、一般廃棄物収集運搬許可業者並びにごみ処理手数料についてという案内を差し上げました。

そして、さらに今環境課におきましては、5段階目といたしまして、市内の電話帳、あるいは住宅地図等を利用いたしました事業所の抽出業務を行っている際中でございます。

続いて、同質問の3番目でございます。事業系ごみ減量の到達点と、今後の取り組みについてでございます。

先ほど答えましたように、遅まきながら市内の事業所の実態を把握した上で、事業系一般廃棄物排出事業所のデータベースを作成し、当該事業所から排出されるごみの種類や排出量、そして排出方法などの確認を、アンケートや電話聞き取りなどの方法も取り入れながら、両クリーンセンター職員ともども、その事業所の実態を掌握した中で、排出抑制対策を講じるように指導したり、ごみ減量化を図るため、ごみの減量委員会設置を働きかけたり、多量排出事業者に対しては、年1回、事業系一般廃棄物の排出の抑制及び再利用、並びにその適正な処理に関する計画書を提出してもらうなどして、ごみ減量化について、市民、事業者、行政が連携協力しながら取り組んでまいりたいと思います。

続いて、3の葛城山麓の自然環境の保全及び防災対策についての2点目でございます。

丸山土木の廃棄物処分場の現状と対策について、お答えさせていただきます。

行政区域外にあります丸山土木の廃棄物処分場についての経緯といたしましては、所管をしております奈良県廃棄物対策課より報告をいただいております。平成21年4月16日に、処分場の処理能力変更届が出されており、その後、処分地内の排水施設などの工事のために掘り返した多量の廃棄物が仮置きされて、現在のような山になっておるということでございます。本年4月21日にこれら多量の廃棄物の撤去改善計画書を提出するように、奈良県廃棄物対策課より、丸山土木の方に指導されております。県の廃棄物対策課は、幾度となく、同事業者に対しまして撤去改善指導を現在も行っていただいております。また、これとは別に、奈良県景観環境保全センター、旧の名称で言いましたら、産業廃棄物監視センターでございます。同センターによる監視員によります監視パトロールを毎日実施されており、その現状の把握に努めております。

今のところ主だった動きのない現場ですが、地元住民の方々に不安や被害が及ばないような対策の実施をするように、県産業廃棄物対策課より強く指導されるよう、葛城市からも申し入れを行っているところでございます。

今後も、県産業廃棄物対策課、環境保全センター、葛城市が連携した形で、丸山土木が早期に改善をされるように働きかけていく所存でございます。

以上、回答とさせていただきます。

**下村議長** 大武産業観光部長。

**大武産業観光部長** それでは、白石議員の3点目のご質問でございます。

中戸・寺口地域の山林造成事業の進捗状況等について、ご答弁を申し上げます。

まず、林地開発許可制度につきましては、森林法第10条の2の規定によりまず制度化をされております。1ヘクタールを超える森林の開発を行う場合は、知事の許可が必要ということでございます。これは、森林の乱開発を防止して、森林の持つ機能の維持を図り、森林の土地の利用を適正に行うという目的でございます。

ご質問いただいております新庄商事株式会社によりまず当地域の山林造成事業の林地開発許可につきましては、平成20年4月11日付けで、奈良県知事が許可をされたものでございます。

その内容の概要でございますけれども、平成20年第2回の市議会定例会の中でも、詳細にご答弁をさせていただいておりますけれども、開発区域面積4.9ヘクタールでございます。そのうち造成する森林面積というのは3.7ヘクタール、造成する森林の部分につきましては、議員仰せのとおり5平方メートルに1本の割合で、ヒノキまたはスギを植栽するという計画となっております。造成の方法につきましては、のり勾配につきましては1割8分、また5メートルを上がると幅1.5メートルの小段を設けまして、その小段を3段上がるごとに幅4メートルの小段を設けるといった計画でございます。

現在の状況でございますけれども、小段及びのり面につきましては、ほぼ計画どおりでき上がっております。しかし、植林はまだ実施をされておられませんけれども、今後林地開発の申請どおり実施がされますように、所管でございます県農林部森林整備課と十分な協議を重ねてまいりたいと考えております。

それともう1点は、大字太田の関係でございます。大字太田の関係者の方にお聞きをいたしますと、新庄商事株式会社との口約束という形で、議員仰せのとおり10メートルほど下げるといったことがお伺いしております。

今後の対応ということでございます。再度、土砂災害防止対策の所管でございます県土木部砂防課、また高田土木事務所、それと先ほど申し上げました森林法に基づきます林地開発許可制度の所管でございます県の農林部森林整備課に向けて、早急に適切な指導がしていただけるようにという形で申し入れをしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

**下村議長** 18番、白石君。

**白石議員** それぞれ所管部長からご答弁をいただきました。

まず、新庄商事による林地開発、あるいは丸山土木の廃棄物最終処分場の問題について、一言述べておきたいと思っております。

今、部長が述べられたことが現状であり、今後留意すべき点であると思っております。これまで新庄商事は、先ほど申しましたように、県の許可された許可条件を守ってこなかった、そして金村谷への廃棄物の持ち込みについても、道路面よりも高く積んでそのまま放置されてい

る。あるいは、口約束とはいえ、大字太田との約束、10メートルを削って現在の林地開発後に土を盛っていく、この約束も守られていない。やはり厳しく県と協力をして、約束を守らせるとともに、幾ら計画どおりの工事ができたとしても、まだ植林が始まっていない、土がまるまる見えた状況であります。ここで大雨でも降れば、土砂災害のおそれがある。十分な監視を求めておきたいと思います。

丸山土木の件については、どうして葛城市側、梅室側にその廃棄物が積まれているのか理解できない状況であります。御所側、小林側には広い敷地が残っています。是非、その点も県と相談をしていただいて、早急な原状回復を求めておきたいと思います。

それでは、一問一答という形で、入札契約事務の改革の問題についてお伺いをしてまいりたいと思います。

まず、談合防止の問題であります。答弁では、以前より1億円以上の工事については一般競争入札を導入し、平成19年度から価格と技術要素を評価する総合評価方式を採用してきたということでございます。これは、確かに1億円以上の土木並びに建築の入札結果においても60%台、80%台の過当とも言える競争が行われ、大きな成果と言えるのか心配と言えるのか、そういう状況になっている、その点は評価をしておきたいと思います。

しかし、A1、あるいはAから、Dのランクの入札結果を見ても、ほんとうにこの談合と思われる状況が改善されてきたのか、とてもそう言えない状況になっています。例えば、A1ランクであります。栄和建设は3件の工事を受注していますが、それぞれの落札率が94.51%、94.26%、94.64%、ほか関鉄が94.83%、関西興業が94.70%、もう一つご紹介しますと、これもことしからA1ランクに昇格しました吉井建設ですが、95.12%、矢羽田建設が94.73%、北田組が95%、こういう状況です。A1については、昨年は平均落札率が89%台です。大きく落札率が上がっています。しかも、大体94%、95%でそろえられて、高どまりしているという状況であります。これらはほんとうに法が求めている競争性が発揮された入札結果になっているのかとさえ、到底そうは思えない状況になっている。この入札結果から明らかだと思います。

確かに、一般競争入札の導入、あるいは業者を現場に集めて行います現場説明会をやめたということは、これは評価できることであります。どうしてこのような談合が疑われるような結果になっているのか、この点まずお伺いしたい。

**下村議長** 河合総務部長。

**河合総務部長** ただいまの白石議員のお尋ねの件でございます。

要は、高どまりになっているんじゃないかということでございます。

先ほども答弁の中で申し上げましたように、公共工事は減少いたしておるところでございます。それぞれのランクを維持していく中で、どうしても一定の技術者を設けなければいけない、確保しなければいけないということもございます。人件費等による経営的な厳しい状況にあるということの中で、このような結果になったのではないかと考えているわけもございます。

談合の防止策ということになりましたら、先ほどからも答弁を申し上げておりますように、

入札参加者を集めて行う現場の説明会なり、そういうものは排除したわけでございまして、仕様書の閲覧に切りかえた現在もやっておるところでございます。この入札の透明性とか競争性ということを発揮する中では、総合評価方式という一般競争入札というのが大変有効であるというように考えておるわけでございますが、現在、1億以下の工事につきましては、葛城市内の業者をもって指名競争入札をとっておるわけでございます。もしこれを引き下げまして、一般競争入札を採用するといいたしますと、1つは葛城市内の業者数、特に上位のランクの業者につきましては業者数が少ないわけでございまして、他の市町村に見られるような入札参加の条件、いわゆる市内の本店等として条件は一般競争を行っても、結果的には現状とは変わらないことに想定されると思うわけでございます。

また、入札の資格条件の中で、市内本店を市外まで広げるということになりますと、競争性は図れるわけでございますが、本市における実績のない業者を参加することが、その履行の内容の確保につきましては影響があるのではないかと思っているわけでございまして、このようなことから、地元業者の育成や振興を図るといった観点からも、本市にとってはどのような対策がよいのか検討すべきものであらうと考えておるところでございます。

以上でございます。

**下村議長** 18番、白石君。

**白石議員** どうしてこのような状況になるか、1つは、指名業者数が少ないんですね。例えば、Bランクを見てみますと、業者数はどれだけあるかと言いますと、3社です。そしてDランクは4社です。今回、Aランクだった3社をA1に引き上げた、引き上げたというか改善して6社になったから、それなりにふえていますけども、まず第一に、やはり指名する業者数が少ない、それが1つです。

そのために、私は今、市内業者ではA、B、C、D、4つあるとして、これらをもう2つにしてしまうと。そして、入札に参加する業者をふやしていくということが大事だと思います。

もう一つは、どうしてもそのことによっても競争性が高まらないということであれば、先ほど部長も述べられたように、同ランクの市外業者を指名業者に加えるということも、生駒ではやっています。やっぱりやるべきではないのか。やはり、現況、財政状況が厳しい中で、ほんとうに意欲がある業者、企業努力をする業者に指名をし、競争をしていただいて、受注してもらおうということが、私は求められていると思います。

このランク付けをやり直すという点で、どのようにお考えでしょうか。

**下村議長** 杉岡副市長。

**杉岡副市長** 白石議員の質問に対しまして、お答えさせていただきたいと思ひます。

今、ご懸念いただいております指名業者が少ないということの中で、昨年度から、それぞれA1、Aとの交流、AとBとの交流、CとBとの交流、いわゆる入札金額によりまして、そのお互いの枠を取り外した中での指名をやらせていただきまして、地元業者に対しまして指名の受注の機会を多く与えるとともに、やはり適正な競争が行われるように配慮しておるよう

に指名をさせていただいている状況でございます。

また、ここには請負率というところで高どまりという状況が反映されておるわけですが、我々発注側といたしましては、やはり地元業者育成という意味をもちまして、地元市内におきます業者を指名させていただいておるわけですが、予定価格という中におきましても、その設定に当たりましては、やはり地元業者自身がそれぞれの現場に事務所を設けなくても、自宅からの現場事務所の中から直接工事現場へ向かっていけるという利点がございまして、したがって、予定価格自身を私どもの方では、かなり他市町村と比べまして低く設定させていただいているような状況もつぶさにあるわけですが、その辺、請負率等では、業者の方との今現在、数字であらわれているものとのかい離があるかというふうにございまして、1つの一方的なとらえ方といたしましては、確かにこういうふうな結果としてあらわれておるわけですが、全体の設計価格に対します請負率につきましては、もう少し下にとまっておるのが現状でございまして、我々自身はやはり適切な競争と良質な工事をしてもらうために、いかに安く工事を執行できるかという部分につきましても、絶えずそのことを念頭に考えておるわけですが、

また、質問いただきました今現在の業者のランク付けに関しましては、今後検討課題といたしまして、今年度につきましては、もう既に過日、このことにつきますそれぞれのランク評価を終えたところでございまして、今年度は今までどおりの評価ということで執行させていただきたいと考えております。

**下村議長** 18番、白石君。

**白石議員** 副市長からご答弁をいただきました。

この問題は、やはり指名競争入札を採用しているからこそ起こってきている問題なんですね。ですから、後の方の入札制度の改善、改革の点で、やはり解決していくというのが一番近道だと思いますので、後に譲っていききたい。

次に、言わば、低価格入札の問題についてお伺いしたい。建設工事の入札結果については、もう既によくご承知だと思います。平成21年度の結果は、新庄中学校の大規模改造工事が67.83%、新庄小学校が73.91%、また本定例会に提案されました工事請負契約では65%という状況になっているわけでありまして。

やはり、あまり低くても、ほんとうにその品質の低下や不良工事の発生や、労働者の労働条件の悪化や労働災害の発生が危惧されるわけですね。品質の保証や安全性が確保できるのか。下請けの経営や技能労働者の賃金が保障されているのか、こういう危惧があるわけですね。そういう点で、私は、最低制限価格が導入されるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

**下村議長** 杉岡副市長。

**杉岡副市長** 今、ご質問いただきました、今回提案させていただいております請負契約につきまして、今年度も最低制限価格の施行ということで、何回となく協議をさせていただきました。一般競争入札ではなく、総合評価落札方式にいたしますと、当然最低価格を設けることが、本来のやり方だと考えています。関係機関とやはり充分協議させていただきますと、今現在最低制限価格が、設計価格の86ぐらいが国で定められた基準であろうという指導を受けたわけですが、

しかしながら、葛城市におけます通常の取り引きと申しますか、過去の事例から申しますと、先ほど申されましたいわゆる70%を切ってしまうという結果が出ておるわけでございます。それを全て制限価格を設けまして、その差が約15%ということになりますと、いかにも設計価格から比較いたしますと、何千万という金額の差異があるわけです。

したがって、今回もいろいろ県下諸般の事情を検討いたしました結果、最低制限価格を設けまして、それを元請けに既に請負をされたといたしましても、例えば、下請けに対しまして、それなりの部分の恩恵が行きわたるのか、また先ほど申しました従業員のためにその分が行きわたるのかという部分につきまして、いささか想像の域を出んという部分がございます。今後、ことしももう一度最低制限価格を設けなくて、それぞれの辺で落札できるかという部分も注視しながら、ことしも最低制限価格を設けなくて実施したような状況でございます。

今後この状況が続くということになりましたら、これが葛城市の通常取り引きというふうな事例となろうかと思っておりますが、この辺はしばらく入札のこれからの動向を見ながら、最低制限価格を導入できるようにしていきたいと考えております。

**下村議長** 18番、白石君。

**白石議員** 副市長からもご答弁をいただきました。

様子を見ていくということでもあります。私は、やはり葛城市が、現場監督ができる、あるいは検査ができる、そういう技術者が、やはりしっかりといて、毎日でも現場を見れる、そういう状況であるならば、それは品質の保証を含めて、安全性も含めて、それはこっぴどく安くやってくれたらありがたいと思っておりますけれども、非常に大きな不安があるということですから、1年間かけてぜひこの結論を出していただきたいと思っております。

次に、根本的な改善改革の取り組みであります。

談合疑惑の問題、業者の偏りの問題、あるいは指名辞退の問題等々、これらをやはり指名競争入札が採用されているからこそ起こっているんですね。指名競争入札というのは、法の234条の規定からすれば、これは例外的な方法なんです。やっぱり、一般競争入札が原則なんです。そういうことからして、私は、今実施されている総合評価方式を1億円から500万円、あるいは1,000万円まで引き下げて、地元の業者も地域の貢献度、そういうことを評価を入れて、単に価格だけではなくて、やはり受注機会を補償していくということができないんじゃないかと思っております。

是非、総合評価方式の拡大を検討していただきたい。そして、今注目されている自己審査型の一般制限競争入札、これはいわゆる郵便競争入札というやつであります。これは、五條や生駒で導入されて、大きな成果を上げています。五條では、平成19年実施する中で、大体平均91%だった落札率が、84%まで下がっている。生駒では、平成18年から導入し、平成18年が87.7%、平成19年は途中でありますが、79.3%下がってきている。それまでは、今の葛城市と同様の94%、95%台の高どまりだということでもあります。これらの入札方法も検討していただきたい。今、ご承知のように、知事会は、原則的に指名競争入札をやめて、当面は1,000万以上は、一般競争入札の導入をやっていくと言われております。

そういう流れの中で、葛城市は、単に個々の指摘だけに対応するだけじゃなくて、入札改革部会、行政改革推進のための会合があるわけですから、そこに部会を設置する。あるいは、入札制度の改革を中心とした委員会を設置する。そういう体制をつくって、これまでの実態を調査し、その上に立って提言をしていただきたいと思います。この点、あんまりないからもう次行くわ。

次に、事業系ごみの問題です。

事業系ごみの値上げが3月にされました。そのことに対して、市長も署名をごらんになられたと思うんです。見られましたか。署名された事業者の方々を見て、びっくりしました。経済界や医師会など各界のリーダーや、介護保険事業所や障害者の入所施設等々、ほんとうに、大変重たい重たい署名だと考えます。

6月1日からの130円の値上げも、これはもう仕方がないと思います。しかし、来年3月からの150円の実施をどうするんだと。このままいくんですか。私は、市長が常々言っている明るい葛城市づくりのための5カ条という政策に注目しています。とことんやります。市民と一緒に新しいまちづくりということです。こういう署名が、3月定例会に値上げが提案されて、そして議決されて間もなく出てくるというのは、やはり事業者だって市民じゃないですか。やはり市民とともに議論をし、学校給食の値上げもそうだったように、一定の合意形成をして、一緒に葛城市の市政運営を担っていくということが、私は述べられているんだと。これ、非常に大事なことだと思います。

こういう点で、市長はいかがお考えでしょうか。

**下村議長** 山下市長。

**山下市長** 私のビジョンを大事に大事にとっていただいて、ありがとうございます。

署名を見たのかということですね、要望書を見たのかということですが、ちょっと非公式で見させていただいたことがあります。実際私のところにはその要望書は届いておりませんので、議会あてだったんですね。議会あての署名であったと思いますので、それをこんな形だということで見させていただいたことはありますけれども、ちゃんと正式に私のところには届いてないということとをまず申し上げておきたいと思いますが……。

(「いや、そういうことじゃなく、見ましたか」の声あり)

**山下市長** それは見させていただきました。いろいろと署名があって、いろいろと考えておられるというか、そういうことを書いておられるんだというふうにはとらえさせていただきました。

一定の合意形成をしてからやるべきではないのかということとでございますけれども、現在のところ、正式に私のところに届いてないということと、またその事業者と直接にお話をする機会がちょっとまだありませんので、またそういう機会を設けてお話をさせていただく、その中で、実際のところのお話ということもさせていただかなければならないだろうなと思います。今のところ、議会議決をいただいたところでございますので、来年の4月から150円というところは変わらないところでございます。

今のところの私の持っている資料の中で判断すれば、そういうお話しかできませんということとでございます。

**下村議長** 18番、白石君。時間内にお願いいたします。

**白石議員** 市長からもご答弁をいただきました。委員会からの審査の中で、あるいは討論の中で、どういふことが言われてきたか、最後に述べておきたい。これは、賛成討論の中身であります。「まず、130円に上げていただいて、それをまたこの委員会に図ってもらって、130円に上げましたところが、こういう利益、こういう不利益が出ましたということの報告を受けた上で、皆さんのご意見をいただいて、また150円なり、160円なりをやっていただきたい」こういう、これ、賛成討論なんですよ。このことを、やはりこの内容は委員会でも、ほんとうの中身だったと思います。是非この点をしっかりと受けとめていただいて、もう時間がなくなりましたので終わります。ありがとうございました。

**下村議長** 白石栄一君の発言を終結いたします。

これで一般質問を終わります。

本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は6月30日午前10時から再開いたしますので、午前9時30分にご参集をお願いいたします。なお、23日午前9時30分から、総務文教常任委員会が、24日午前9時30分から、民生水道常任委員会、25日午前9時30分から、都市産業常任委員会がそれぞれ開催されます。また、同じく25日午後2時から、尺土駅前広場整備事業特別委員会が開催されますので、委員各位におかれましては、審査をよろしくお願い申し上げます。

皆さん方には、早朝より慎重にご審議賜りましたこと厚く御礼申し上げます。

本日は、これにて散会いたします。

散 会 午前11時40分